

平成22年第10回(12月)みなかみ町議会定例会会議録第2号

平成22年12月16日(木曜日)

議事日程 第2号

平成22年12月16日(木曜日) 午前9時00分開議

- 日程第1 案第125号 水上中央地区集道1号線整備に伴う上越線上牧・水上間(下り線)こ道橋新設工事の施行協定締結について
- 日程第2 請願第6号 全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める請願について
請願第10号 ゴミ袋の値下げと国保税の引き下げを求める請願について
- 日程第3 請願第8号 TPP交渉参加反対に関する請願について
請願第9号 TPP参加に反対する請願について
陳情第2号 「そば・うどんの里づくり」・「フルーツ・ベジタブル園」の建設について
(9月定例議会継続審査分)
- 陳情第3号 赤谷川護岸の整備について
- 日程第4 発議第11号 TPP交渉参加に反対する意見書の提出について
- 日程第5 議案第102号 指定管理者の指定について
(みなかみ町通所介護事業所デイサービスセンターほたるの苑)
- 議案第103号 指定管理者の指定について
(みなかみ町通所介護事業所水上デイサービスセンター)
- 議案第104号 指定管理者の指定について
(みなかみ町通所介護事業所新治ふれあいセンター)
- 議案第105号 指定管理者の指定について(みなかみ町福祉センター)
- 議案第106号 指定管理者の指定について(みなかみ町公衆浴場いこいの湯)
- 議案第107号 指定管理者の指定について
(みなかみ町水紀行館交流促進センター・活性化センター・水産学習館)
- 議案第108号 指定管理者の指定について(みなかみ町大峰休養施設見晴荘)
- 議案第109号 指定管理者の指定について
(みなかみ町産地形成促進施設月夜野は一べすと)
- 議案第110号 指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの里ヨーグルト工房)
- 議案第111号 指定管理者の指定について(みなかみ町特用林産物加工場)
- 議案第112号 指定管理者の指定について(みなかみ町月夜野農村環境改善センター)
- 議案第113号 指定管理者の指定について(みなかみ町武尊青少年旅行村)

議案第114号 指定管理者の指定について(みなかみ町駐車場大穴)

議案第115号 指定管理者の指定について

(みなかみ町新治屋内運動場湯宿温泉屋内運動場)

議案第116号 指定管理者の指定について(みなかみ町永井宿郷土館)

日程第 6 議案第117号 指定管理者の指定について

(みなかみ町新治屋内運動場猿ヶ京温泉屋内運動場)

日程第 7 議案第118号 平成22年度みなかみ町一般会計補正予算(第5号)について

議案第119号 平成22年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

議案第120号 平成22年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

議案第121号 平成22年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第3号)について

議案第122号 平成22年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について

議案第123号 平成22年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について

議案第124号 平成22年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第2号)について

日程第 8 閉会中の継続審査・調査申出について

日程第 9 字句等の整理委任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17人）

| | | | | | | | |
|-----|----|----|---|-----|----|-----|---|
| 1番 | 小林 | 洋 | 君 | 3番 | 中島 | 信義 | 君 |
| 4番 | 前田 | 善成 | 君 | 5番 | 阿部 | 賢一 | 君 |
| 6番 | 林 | 一彦 | 君 | 7番 | 山田 | 庄一 | 君 |
| 8番 | 河合 | 生博 | 君 | 9番 | 林 | 喜美雄 | 君 |
| 10番 | 原澤 | 良輝 | 君 | 11番 | 島崎 | 栄一 | 君 |
| 12番 | 高橋 | 市郎 | 君 | 13番 | 小野 | 章一 | 君 |
| 14番 | 中村 | 正 | 君 | 15番 | 河合 | 幸雄 | 君 |
| 16番 | 鈴木 | 勲 | 君 | 17番 | 森下 | 直 | 君 |
| 18番 | 久保 | 秀雄 | 君 | | | | |

欠席議員（1人）

2番 内海敏久君

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 鈴木初夫 書記 深代和恵

説明のため出席した者

| | | | | | | | |
|---------|----|----|---|--------|----|----|---|
| 町長 | 岸 | 良昌 | 君 | 副町長 | 鬼頭 | 春二 | 君 |
| 教育長 | 牧野 | 堯彦 | 君 | 総務課長 | 木暮 | 勤 | 君 |
| 総合政策課長 | 宮崎 | 育雄 | 君 | 税務課長 | 平原 | 文雄 | 君 |
| 会計課長 | 高橋 | 武志 | 君 | 町民福祉課長 | 関 | 章二 | 君 |
| 子育て健康課長 | 青柳 | 健一 | 君 | 環境課長 | 山賀 | 晃男 | 君 |
| 上下水道課長 | 杉木 | 清一 | 君 | 農政課長 | 篠田 | 朗 | 君 |
| 観光商工課長 | 真庭 | 敏 | 君 | 地域整備課長 | 増田 | 伸之 | 君 |
| 教育課長 | 青木 | 寿 | 君 | 水上支所長 | 雲越 | 栄一 | 君 |
| 新治支所長 | 永井 | 泰一 | 君 | | | | |

開 会

午前 9 時 開会

議 長 (久保秀雄君) おはようございます。

今期定例会は昨日まで議案調査のため休会でありましたが、休会中は議員各位におかれましては、各常任委員会において、委員会付託された請願や陳情等、慎重審議を賜り誠に
ご苦勞さまでした。

本日で今期定例議会最終日となりますが、定刻までにご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただ今の出席議員は 17 名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

開 議

議 長 (久保秀雄君) これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第 2 号のとおりであります。

議事日程第 2 号により議事を進めます。

日程第 1 議案第 125 号 水上中央地区集道 1 号線整備に伴う上越線上牧・水上間 (下り線) こ道橋新設工事の施行協定締結について

議 長 (久保秀雄君) 日程第 1、議案第 125 号、水上中央地区集道 1 号線整備に伴う上越線上
牧・水上間 (下り線) こ道橋新設工事の施行協定締結についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) 議案第 125 号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成 18 年度から実施しております中山間地域総合整備事業水上中央地区にお
ける一環の事業で、JR 上越線上牧・水上間の下り線、水紀行館対岸付近において小日向
地区と湯原地区とを結ぶ集落道路建設工事のうち、JR と集落道路を立体交差させている
横断工の工事を委託するための施行協定の締結であります。

工事の施行方法や、その内容が鉄道敷地内で施行する工事であり、鉄道施設への影響が
大きいといった特殊性から、東日本旅客鉄道(株)上信越工事事務所長笠井高志と 3 億 2 9 0
0 万円で協議が整いましたので、施行協定を締結するにあたり、地方自治法第 9 6 条第 1
項 5 号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

なお、工事の概要については、内空高 4.8 メートル、内空幅 5.6 メートル、延長 1

2メートルのボックスカルバート号の施行であります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（久保秀雄君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第125号について、質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 中山間で5年計画の最後だということなのですが、3億2千万円という事で、この工事の効果はどのように、簡単に説明をお願いします。

議長（久保秀雄君） 農政課長篠田朗君。

（農政課長 篠田 朗君登壇）

農政課長（篠田 朗君） 平成18年に事業認可を受けまして、農業生産基盤、ほ場整備、農道整備、用水路の整備及び生態系保全施設等の総合的な整備を通じて、中山間地域の立地条件を生かした農業と活力のある農村づくりを促進するという目的でこの事業を実施してきました。

かねてから、この地域は小日向地区と対岸の湯原地区の所が鉄道によって分断されていた訳なのですが、実際、そこを住民の皆さんは踏み切りの無いところを横断しているような非常に危険な状態がございました。それらをもちろん解消するため、また小日向地区と湯原地区の交通の解消をするため、整備するものでございます。

また、利根川の水紀行館の対岸に農地が若干あるのですが、要は機械が入らない、実際に荒れている土地が目立つわけでございますけれども、一応、農業の耕作放棄地等々を解消するためにも、その機械が入れる、通行が出来る、そういう通路を整備するものでございます。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第125号の質疑を終結いたします。

これより議案第125号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第125号の討論を終結いたします。

議案第125号、水上中央地区集道1号線整備に伴う上越線上牧・水上間（下り線）こ道橋新設工事の施行協定締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第125号、水上中央地区集道1号線整備に伴う上越線上牧・水上間（下り線）こ道橋新設工事の施行協定締結については、原案のとおり可決されました。

**日程第2 請願第6号 全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める請願
請願第10号 ゴミ袋の値下げと国保税の引き下げを求める請願**

議長(久保秀雄君) 日程第2、請願第6号、全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める請願について、請願第10号、ゴミ袋の値下げと国保税の引き下げを求める請願について、以上2件を一括議題といたします。

一括して、所管の委員長報告を求めます。

厚生常任委員長森下直君。

(厚生常任委員長 森下 直君登壇)

厚生常任委員長(森下 直君) 本委員会に付託されました請願第6号、請願第10号についてを一括にて、委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

はじめに請願第6号、全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める請願について、ご報告申し上げます。請願内容の詳細と概要についての説明の後、質疑に入りました。

委員からは、全額国庫負担で良いか、公平性の面やその財源の求め方が現実的でない等の意見が出され、以上質疑を終わり、採決の結果、本請願は多数を以て、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に請願第10号、ゴミ袋の値下げと国保税の引き下げを求める請願について、ご報告申し上げます。請願内容の詳細と概要の説明の後、質疑に入りました。

委員からは、ゴミ袋の値下げについて、ゴミ処理は町が基本的には責任を持って行うべきであるが、受益者も経費を負担するのが基本だ、また、ゴミを分別し、量を減らすアピールを徹底して欲しい等の意見がありました。

国保税の値下げについても、委員からは22年度の見通しからして繰越資金が多く含まれるので引き下げて欲しいに対して、21～23年度計画のうち、まだ1年6ヶ月が経過した見通しである、今後の支出状況が見込めない、財源上問題もあり、一般会計からも繰り入れの収支状況である等の意見が出され、以上で質疑を終了し、採決の結果、本請願は多数を以て不採択とすべきものと決定いたしました。

なお、請願第7号、水上児童館に運動のできる安全な庭を造ることに係る請願については、現地視察をした後に委員から、現在、駐車場の利用者や地元地区との調整がまだ不十分との意見が多く、継続審査となりました。以上、申し上げます。

議長(久保秀雄君) 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

請願第6号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて請願第6号の質疑を終結いたします。

次に請願第10号について、質疑はありませんか。

11番島崎栄一君。

11番(島崎栄一君) 国保税の方なんですけども、これは28%値上げを決定した数字の根拠、そこから見てですね、国から来るお金ですね、それが2億円確か増えたと思うんですけど

も、そういう認識で正しいですか。

議長（久保秀雄君） 厚生常任委員長 森下直君。

（厚生常任委員長 森下 直君登壇）

厚生常任委員長（森下 直君） 今回の質問については、国から来る金が云々の問題については、委員会の中では出ませんでしたので、ここでは申し上げられません。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて請願第10号の質疑を終結いたします。

これより請願第6号について、討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は、不採択すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

10番原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 請願6号、全額国庫負担による「最低保障年金制度」創設を政府に求める請願について、原案に賛成の討論を行います。

昭和59年に国民年金法が制定され、現在7006万人が各種の年金に加入しています。

加入者のうち老齢年金受給者は2245万人ですが、約半数の1228万人が月額4万5千円の国民年金受給者です。

今年の夏は異常な暑さで、熱中症やエアコンのない部屋で命をなくしたのは高齢者でした。急激に格差社会が進行して、「命の格差」が特別に表れた夏でありました。

社会保障費の抑制政策によって、戦後社会を支え、社会発展に貢献してきた高齢者が社会の片隅に追いやられようとしております。国民の老後への不安は高まっています。

医療や介護とともに年金は生活の根幹であり、社会保障制度の充実は国民的な要求となっています。

65歳以上の無年金者が90万人、国民年金未加入者が190万人、国民年金の保険料を納められない人が170万人、さらに月額2万円程度の低年金者が360万人いて、合わせて810万人が、憲法25条で高らかに謳う「健康で文化的な生活」ができないような状態です。

年金受給者とともに、現役世代の問題も深刻です。若者の間では、低賃金のために保険料未納者が370万人にもなっており、企業のリストラや合理化が強められ、これまで保険料を納めていた勤労者も納付できなくなる人が増えています。

現行の「保険料方式」による公的年金制度の「空洞化」が深刻となってきており、年金制度が崩壊するとさえ公然と言われるようになりました。

しかし、公的年金制度は「高齢者の命綱」です。年金をめぐる現状が深刻化し、各政党や経済団体なども新基礎年金、共通年金、生活年金など名前は違いますが、最低保障を含む新年金制度の提案をしております。

「最低保障年金制度の創設」は、当初は大きな賛同が得られませんでした。全国市長会が国へ「最低保障年金制度の創設」を申し入れし、指定都市市長会は「生活保護制度の抜本的改革」に向けて、最低限の所得保障を行うため、無拠出で受給要件を一定年齢の到達した時とする「最低年金制度」を創設することを国に提案しています。

また、国連社会権利規約委員会は、締結国が「最低年金を公的年金に導入すること」を勧告しております。

憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を国が責任をもって保障するために「最低保障年金制度」を創設して、すべての高齢者が安心して暮らせる日本にする必要があることを申し上げて、賛成討論といたします。

議長（久保秀雄君） ほかに討論の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて請願第6号の討論を終結いたします。

請願第6号、全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める請願についてを起立により採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、不採択すべきものであります。

本請願は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（久保秀雄君） 起立多数であります。

よって、請願第6号、全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める請願については、不採択とすることに決定いたしました。

議長（久保秀雄君） これより請願第10号について、討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は、不採択すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

10番原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 請願10号、ゴミ袋の値下げと国民年金の引き下げを求める請願について、原案に賛成の討論を行います。

国民健康保険税を引き下げることに、21年度国民健康保険会計は3億1736万円の大幅な黒字になりました。13日の厚生常任委員会に「22年度国民健康保険会計」の決算見込みが報告されました。報告によれば、今年度の医療費に余裕をみても、4億160万円の大幅な黒字になる予定です。

値上げをするときに、町は「21年度だけでも3億5千万円収入が不足し、医療費も平均で毎年6%上昇しているので国保税を56%アップする。28%を加入者、残り28%を町が補助します。28%アップ分は月額1750円です。」と説明していました。

これは町民との約束です。国保運営協議会の会長にもお話を聞いてきました。

「値上げ分56%の半分を町が負担する」と説明を受けたとのこと。こういう資料を全部配ってあります。ここには今言ったことが書いてあります。

21年度決算は、国保税の値上げ分が1億8086万円です。国保税以外の収入は3億5千万円不足の見込みが、逆に1億8817万円増加しました。支出も医療費が6%上昇するので増加するという見込みが、逆に減少したため、本当は値上げの必要はありませんでした。決算は繰越金などを含めて3億1735万円の大幅黒字でした。収入の見込み違いの理由を説明して欲しいと思います。そうしないと町民が納得しないのではないかと思います。

国保税の値上げの必要がないのに「56%の値上げの半分を町が負担するから」との説明を信じ、町民は国保税の値上げ分を負担しました。21年度、22年度が黒字ならば、町民に謝罪をして、引き下げるのが道理ではないでしょうか。

加入者の値上げ分が一年間で1億8086万円。約束どおり、町が同額を特別繰入すれば、黒字額は4億2821万円にもなります。

22年度の補正1号で1億5172万円、同2号で2866万円を前年度繰越金から繰入したので、21年度の繰越金は2億4307万円が残っています。基金も今年の3月に7千万円、9月には1億5千万円つぎ込んだので、2億2千万円になっております。

国保加入者は約8200人なので、均等割分を一人当たり3万円引き下げが可能な金額です。加入者の2人家族なら6万円、4人家族でも12万円の引き下げが可能であります。

町長はすでにお気づきの事でどくなりますけれども、国保税を1万円引き下げれば、加入者の値上げ負担は9886万円で、町の負担も同額なので、現在7千万円繰り入れてありますけれども、あと2886万円の繰入れで済みます。

2万円引き下げれば、加入者の値上げ負担は1686万円で、町の負担も同額ということなのでマイナス5314万円になり、繰入れの必要はありません。

値下げをせずに、町が町民との約束どおり、28%の同額を負担するのには、残り1億1086万円の追加繰入れをしなければならず、そうすると繰入額が4億円を越す莫大な金額になってしまいます。町民との約束を守ることは、行政が信頼を得るための最優先すべき課題であります。このままでは22年度も4～5億円もの大幅黒字になります。

国保税の値下げは、財源上も充分可能であることと、町民の信頼を得るための最善の方法であることを申し上げて、賛成討論といたします。

議長（久保秀雄君） 次に原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

11番島崎栄一君。

（11番 島崎栄一君登壇）

11番（島崎栄一君） 請願10号のゴミ袋の値下げと国保税の引き下げを求める請願について、賛成したいと思います。

理由としますと、国保税の方で3億円の黒字になったということで、いろいろ国から来るお金とか、見込みの違いがありまして、黒字になっていますので町民の方はなるべく早

く引き下げて欲しいということです。3億円の黒字がある以上、引き下げを早急にすべきだとそう思います。

それから、ゴミ袋の値下げのことについてなんですけども、町民から住民税をもらっています。その中で行政をするということでやればですね、ゴミ袋に付加金を掛けるというのは税金の二重取りですので、そういうことはやめてですね、沼田市とか前橋市のように実費のみの値段に引き下げるべきだと、そう思います。

全国的にはゴミ袋に付加金を掛けている自治体の方が少ない、確か2割かそのぐらいだと思います。7割方はですね、付加金掛けずに行政の基本的な仕事として家庭用のですね、一般のゴミぐらいはやってるのが普通ですので、みなかみ町もごく普通のサービスを税金の中でするようにしてもらいたいと思いますので、これについては賛成いたします。

議長 (久保秀雄君) ほかに討論の発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (久保秀雄君) ありませんので、これにて請願第10号の討論を終結いたします。

請願第10号、ゴミ袋の値下げと国保税の引き下げを求める請願についてを起立により採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、不採択すべきものであります。

本請願は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (久保秀雄君) 起立多数であります。

よって、請願第10号、ゴミ袋の値下げと国保税の引き下げを求める請願については、不採択とすることに決定いたしました。

-
- 日程第3 請願第8号 TPP交渉参加反対に関する請願について**
請願第9号 TPP参加に反対する請願について
陳情第2号 「そば・うどんの里づくり」・「フルーツ・ベジタブル園」
の建設について(9月定例議会継続審査分)
陳情第3号 赤谷川護岸の整備について

議長 (久保秀雄君) 日程第3、請願第8号、TPP交渉参加反対に関する請願について、請願第9号、TPP参加に反対する請願について、陳情第2号、「そば・うどんの里づくり」・「フルーツ・ベジタブル園」の建設について(9月定例議会継続審査分)、陳情第3号、赤谷川護岸の整備について、以上4件を一括議題といたします。

一括して、所管の委員長報告を求めます。

産業観光常任委員長河合生博君。

(産業観光常任委員長 河合生博君登壇)

産業観光常任委員長(河合生博君) 本委員会に付託されました請願第8号、請願第9号、陳情第3

号、陳情第2号（9月定例議会継続審査分）、以上4件を一括にて、委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

12月13日、午後1時より、委員全員、担当課8名、傍聴者2名の出席で審査を行いました。

まず、**請願第8号、TPP交渉参加反対に関する請願及び、請願第9号、TPP参加に反対する請願**について、ご報告申し上げます。一括議題として、担当課より説明を受けました。

TPPの関係は農業委員会からも同様の要請を受けている、TPP参加は工業へのメリットはあるが、農業へのデメリットは多い。県及び県議会では反対の意向であり、町も県と同様に農業を守る方向で検討したい。

委員からは、基本的には賛成である、国会ではどうなるのか、農業政策の転換をどうするのかが見えない中で現時点では参加に反対する。自給率が40%を切る中で関税撤廃では農業が壊滅してしまう等の意見が出され、以上質疑を終わり、採決の結果、請願第8号、請願第9号は全会一致で採択すべきものと決定し、それにより「TPP交渉参加に反対の意見書」を提出することになりました。

次に**陳情第3号、赤谷川護岸整備**について、ご報告申し上げます。

担当課よりは、希望橋上下流について、平成17年、18年に沼田土木で調査済み、地権者の了解が得られず実施が見送られた。下流についても補修工事を予定したが、地権者の了解が得られなかった。用地に問題がなければ、県は実施する方針であるとの報告を受けました。その原因として上流2名の地権者が存在し、1名の了解が得られないとの説明がありました。

委員からは、民地がその工事について必要なのか、個人が了解しないと出来ないのかとの問いに、河川断面が必要であり、民地の協力が必要である、陳情の提出者は地権者に協力を求める努力を行っているのかには、話し合いは行っているが理解をいただけないと聞いている。設計図面は出来ているのかに対しては、上流については設計済み、下流については空積であるが、県では整備済みとのことでもあります。河川の場合は大災害になる恐れがあるので、取用法の適用にはならないのかに対しては、適用されると思うが、担当課長の記憶では県で行った例はないと思う。計画では民地を除くことは可能かに対しては、難しい等々、様々な意見が出され、以上質疑を終わり、採決の結果、本陳情は全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に**陳情第2号、「そば・うどんの里づくり」・「フルーツ・ベジタブル園」の建設**について（9月定例議会継続審査分）をご報告申し上げます。

担当課より、60ヘクタールの耕作放棄地をどう活用していくか、販売をどうするか等の課題も多く、整理が必要と考えている。猿ヶ京のいちご園は補助メニューはあるが、事業費1億6千万円、土地1億円の採算が課題と思われる。公設民営の考え方として、農村公園公社で農地は持てない。新しい法人を立ち上げる必要があるが、町2800ヘクタールの耕作地のうち560ヘクタールの耕作放棄地の整備をするために、町が機械整備するという考え方である等の説明を受け、質疑に入りました。

委員からは、補助事業はあるのかに対して、耕作放棄地の解消は重要な課題であると認識している、鳥獣害を解消するためにも補助事業を使用しながらの整備が必要であるとの説明でありました。

また、フルーツ・ベジタブル園については、時代遅れの方法である、それよりも生産者に事業費を振り分ける方が得策ではないか、観光だけで全てをさばくことは難しいのではないか。行政が取り組んだ時に、同業者への影響はないのか、温泉施設の例もあり、進めるべきではないと考える。費用が掛かりすぎる、ビニールハウスでコスト削減を図るべきである。鶏舎跡地の活用、地域が活性化されるなら、取り組んでも良いと思う等々の意見が出されました。

以上、質疑を終わり、討論を終結し、採決の結果、本陳情は、全会一致による「そば・うどんの里づくり」については採択、「フルーツ・ベジタブル園」については結論が出ないとした、一部採択であります。

なお、**請願第4号、水上温泉街活性化対策（9月定例会継続審査分）**については、担当課より経過説明を受けた後、委員からは水上温泉の玄関口としてどうあるべきか、もう少し深く掘り下げてもらいたい等の結果、全会一致で継続審査となりました。

以上、申し上げ委員長報告といたします。

議 長（久保秀雄君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、請願第8号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて請願第8号の質疑を終結いたします。

次に請願第9号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて請願第9号の質疑を終結いたします。

次に陳情第2号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて陳情第2号の質疑を終結いたします。

次に陳情第3号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて陳情第3号の質疑を終結いたします。

これより請願第8号について、討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は、採択すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて請願第8号の討論を終結いたします。

請願第8号、T P P交渉参加反対に関する請願についてを採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、採択すべきものであります。

本請願は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第8号、TPP交渉参加反対に関する請願については、採択とすることに決定いたしました。

議 長（久保秀雄君） これより請願第9号について、討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は、採択すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて請願第9号の討論を終結いたします。

請願第9号、TPP参加に反対する請願についてを採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、採択すべきものであります。

本請願は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第9号、TPP参加に反対する請願については、採択とすることに決定いたしました。

議 長（久保秀雄君） これより陳情第2号について、討論に入ります。

本陳情に対する委員長報告は、一部採択すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて陳情第2号の討論を終結いたします。

陳情第2号、そば・うどんの里づくり・「フルーツ・ベジタブル園」の建設について（9月定例議会継続審査分）を採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は、一部採択すべきものであります。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2号、そば・うどんの里づくり・「フルーツ・ベジタブル園」の建設について（9月定例議会継続審査分）は、一部採択とすることに決定いたしました。

議 長（久保秀雄君） これより陳情第3号について、討論に入ります。

本陳情に対する委員長報告は、採択すべきものであります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて陳情第3号の討論を終結いたします。
陳情第3号、赤谷川護岸の整備についてを採決いたします。
本陳情に対する委員長報告は、採択すべきものであります。
本陳情は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第3号、赤谷川護岸の整備については採択とすることに決定いたしました。

日程第4 発議第11号 TPP交渉参加に反対する意見書の提出について

議長(久保秀雄君) 日程第4、発議第11号、TPP交渉参加に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

8番河合生博君。

(8番 河合生博君登壇)

8番(河合生博君) 発議第11号、TPP交渉参加に反対する意見書の提出について、意見書を朗読して、提案理由の説明に替えさせていただきます。

「TPP交渉参加に反対する意見書」

我が国はWTOドーハ・ラウンド交渉において、世界の国々において多様な農業が存在しうる貿易ルールの確立を国の方針として主張してきました。

しかしながら、菅首相は、10月1日突如として米国、豪州など9カ国が行うTPP(環太平洋経済連携協定)への参加について言及しました。去る11月9日には、「包括的経済連携に関する基本方針」を政府は閣議決定しました。この中でTPPについて交渉の参加・不参加を先送りしたものの「関係国との協議を開始する」と決定しました。

TPPは、関税撤廃の例外措置を認めない完全な貿易自由化を目指した交渉です。

TPPへの参加は日本の農業・農村を崩壊させる恐れがあり、断じて認められません。

我々は、工業製品の輸出拡大や資源の安定確保を否定するものではありません。

しかし、この国が貿易立国として発展してきた結果、我が国は世界で最も開かれた農産物純輸入国となり、食料自給率は40%と著しく低下しました。さらに例外を認めないTPPを締結すれば、農畜産物輸入が激増し、日本農業は壊滅します。

さらに関連産業は壊滅し、地方経済・雇用、農業が守ってきた多面的機能も失われます。

これでは、国民・県民の圧倒的多数が望む食料自給率の向上、安全・安心な暮らしの実現

は到底不可能です。

農山漁村は現在、疲弊の度を極め、我々は農林水産業などの地域産業の振興に日夜全力を傾けており、食料自給率の向上、農業の多面的機能の発揮、世界の食料問題の解決と両立できないT P P交渉への参加に反対であり、断じて認めることはできません。

つきましては、この趣旨を十分ご理解いただき、政府においては適切な対応をとるよう強く要望いたします。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

上記議案を会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成22年12月16日 みなかみ町議会議長 久保秀雄様

提出者河合生博、賛成者阿部賢一、内海敏久、中島信義、鈴木勲、河合幸雄、以上です。

議長（久保秀雄君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

発議第11号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて発議第11号の質疑を終結いたします。

これより発議第11号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

10番原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） T P P交渉参加に反対する意見書の提出について、賛成討論を行います。

菅首相は、外国からの物品にかかる関税を原則100%撤廃して、貿易自由化を目指すT P P（環太平洋経済連携協定）の参加について「関係国と協議を開始する」と表明しました。

日本はすでに世界最大の食料輸入国であり、地球規模で食料不足が大問題になっているとき、国民が望むのは食料自給率の向上です。T P Pに参加をすれば、農林水産省の試算でも食料自給率は13%に低下し、日本農業に壊滅的な打撃を与え、国民の食の安全と安定的な供給を根底から破壊します。豊かな潜在生産力を持った、かけがえのない農林漁業をつぶすのは国民の願いにも、世界の流れにも反します。

群馬県は首都圏に近く、米・野菜・畜産・こんにゃくなどの多くの農産物が生産され、重要な食料供給地になっています。T P Pに参加すれば、県の農業産出額は35%、780億円も減少します。米・こんにゃくの90%、牛乳・牛肉は80%の生産が減少するなど、深刻な影響を町の農業にも及ぼします。農家や関連する地域産業の大問題です。

T P P参加は食と農家の問題にとどまらず、農業と関連産業の雇用を破壊し、地域経済を壊し、農林漁業の持つ国土と環境を守る、かけがえのない多面的機能も壊すものです。

目先の経済利益を追求し、世界中から食料を買い漁ってきた、この国の行き方を反省しなければなりません。自然の恵みに感謝し、食べ物を大切にし、美しい農山漁村を守り、人々が支え合い、心豊かに暮らし続け、日本人として品格のある国をつくっていくために、全精力を傾ける必要があります。

私達は立場の違いを越えて、TPP交渉に参加しない運動を早期に強力に発展させる必要があります。この意見書が全国の多くの仲間と連帯して、目的が達せられることを願って、賛成討論といたします。

議長(久保秀雄君) ほかに討論の発言はありませんか。
(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて発議第11号の討論を終結いたします。
発案第11号、TPP交渉参加に反対する意見書の提出についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。
よって、発議第11号、TPP交渉参加に反対する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

-
- 日程第5 議案第102号 指定管理者の指定について
(みなかみ町通所介護事業所デイサービスセンターほたるの苑)
- 議案第103号 指定管理者の指定について
(みなかみ町通所介護事業所水上デイサービスセンター)
- 議案第104号 指定管理者の指定について
(みなかみ町通所介護事業所新治ふれあいセンター)
- 議案第105号 指定管理者の指定について (みなかみ町福祉センター)
- 議案第106号 指定管理者の指定について (みなかみ町公衆浴場いこいの湯)
- 議案第107号 指定管理者の指定について
(みなかみ町水紀行館交流促進センター/活性化センター/水産学習館)
- 議案第108号 指定管理者の指定について (みなかみ町大峰休養施設見晴荘)
- 議案第109号 指定管理者の指定について
(みなかみ町産地形成促進施設月夜野は一べすと)
- 議案第110号 指定管理者の指定について (みなかみ町たくみの里ヨーグルト工房)
- 議案第111号 指定管理者の指定について (みなかみ町特用林産物加工場)
- 議案第112号 指定管理者の指定について (みなかみ町月夜野農村環境改善センター)
- 議案第113号 指定管理者の指定について (みなかみ町武尊青少年旅行村)
- 議案第114号 指定管理者の指定について (みなかみ町駐車場大穴)
- 議案第115号 指定管理者の指定について
(みなかみ町新治屋内運動場湯宿温泉屋内運動場)
- 議案第116号 指定管理者の指定について (みなかみ町永井宿郷土館)

議長(久保秀雄君) 日程第5、議案第102号、指定管理者の指定について(みなかみ町通所介護事業所デイサービスセンターほたるの苑)から、議案第116号、指定管理者の指定

について（みなかみ町永井宿郷土館）まで、以上15件を一括議題といたします。

本案については、すでに提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。

議案第102号から、議案第116号についてまで、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第102号から議案第116号までの質疑を終結いたします。

議長（久保秀雄君） これより議案第102号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第102号の討論を終結いたします。

議案第102号、指定管理者の指定について（みなかみ町通所介護事業所デイサービスセンターほたるの苑）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第102号、指定管理者の指定について（みなかみ町通所介護事業所デイサービスセンターほたるの苑）は、原案のとおり可決されました。

議長（久保秀雄君） これより議案第103号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第103号の討論を終結いたします。

議案第103号、指定管理者の指定について（みなかみ町通所介護事業所水上デイサービスセンター）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第103号、指定管理者の指定について（みなかみ町通所介護事業所水上デイサービスセンター）は、原案のとおり可決されました。

議長（久保秀雄君） これより議案第104号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第104号の討論を終結いたします。

議案第104号、指定管理者の指定について(みなかみ町通所介護事業所新治ふれあいセンター)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第104号、指定管理者の指定について(みなかみ町通所介護事業所新治ふれあいセンター)は、原案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) これより議案第105号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第105号の討論を終結いたします。

議案第105号、指定管理者の指定について(みなかみ町福祉センター)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第105号、指定管理者の指定について(みなかみ町福祉センター)は、原案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) これより議案第106号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第106号の討論を終結いたします。

議案第106号、指定管理者の指定について(みなかみ町公衆浴場いこいの湯)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第106号、指定管理者の指定について(みなかみ町公衆浴場いこいの湯)

は、原案のとおり可決されました。

議 長（久保秀雄君） これより議案第107号について、討論に入ります。
 まず、反対討論の発言を許します。
 （「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。
 （「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第107号の討論を終結いたします。
 議案第107号、指定管理者の指定について（みなかみ町水紀行館交流促進センター・活性化センター・水産学習館）を採決いたします。
 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
 （「異議なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。
 よって、議案第107号、指定管理者の指定について（みなかみ町水紀行館交流促進センター・活性化センター・水産学習館）は、原案のとおり可決されました。

議 長（久保秀雄君） これより議案第108号について、討論に入ります。
 まず、反対討論の発言を許します。
 （「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。
 （「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第108号の討論を終結いたします。
 議案第108号、指定管理者の指定について（みなかみ町大峰休養施設見晴荘）を採決いたします。
 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
 （「異議なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。
 よって、議案第108号、指定管理者の指定について（みなかみ町大峰休養施設見晴荘）は、原案のとおり可決されました。

議 長（久保秀雄君） これより議案第109号について、討論に入ります。
 まず、反対討論の発言を許します。
 （「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。
 （「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第109号の討論を終結いたします。
 議案第109号、指定管理者の指定について（みなかみ町産地形成促進施設月夜野はべすと）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第109号、指定管理者の指定について(みなかみ町産地形成促進施設月夜野は一ベすと)は、原案のとおり可決されました。

議長 (久保秀雄君) これより議案第110号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第110号の討論を終結いたします。

議案第110号、指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの里ヨーグルト工房)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第110号、指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの里ヨーグルト工房)は、原案のとおり可決されました。

議長 (久保秀雄君) これより議案第111号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第111号の討論を終結いたします。

議案第111号、指定管理者の指定について(みなかみ町特用林産物加工場)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第111号、指定管理者の指定について(みなかみ町特用林産物加工場)は、原案のとおり可決されました。

議長 (久保秀雄君) これより議案第112号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第112号の討論を終結いたします。

議案第112号、指定管理者の指定について(みなかみ町月夜野農村環境改善センター)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第112号、指定管理者の指定について(みなかみ町月夜野農村環境改善センター)は、原案のとおり可決されました。

議長(久保秀雄君) これより議案第113号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第113号の討論を終結いたします。

議案第113号、指定管理者の指定について(みなかみ町武尊青少年旅行村)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第113号、指定管理者の指定について(みなかみ町武尊青少年旅行村)は、原案のとおり可決されました。

議長(久保秀雄君) これより議案第114号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第114号の討論を終結いたします。

議案第114号、指定管理者の指定について(みなかみ町駐車場大穴)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第114号、指定管理者の指定について(みなかみ町駐車場大穴)は、原案のとおり可決されました。

議 長（久保秀雄君） これより議案第 1 1 5 号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第 1 1 5 号の討論を終結いたします。

議案第 1 1 5 号、指定管理者の指定について（みなかみ町新治屋内運動場湯宿温泉屋内運動場）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 1 5 号、指定管理者の指定について（みなかみ町新治屋内運動場湯宿温泉屋内運動場）は、原案のとおり可決されました。

議 長（久保秀雄君） これより議案第 1 1 6 号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第 1 1 6 号の討論を終結いたします。

議案第 1 1 6 号、指定管理者の指定について（みなかみ町永井宿郷土館）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 1 6 号、指定管理者の指定について（みなかみ町永井宿郷土館）は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 1 1 7 号 指定管理者の指定について

（みなかみ町新治屋内運動場猿ヶ京温泉屋内運動場）

議 長（久保秀雄君） 日程第 6、議案第 1 1 7 号、指定管理者の指定について（みなかみ町新治屋内運動場猿ヶ京温泉屋内運動場）を議題といたします。

地方自治法第 1 1 7 条の規定により、6 番林一彦君の退席を求めます。

（6 番林一彦君 退席）

議 長（久保秀雄君） 本案については、すでに提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。

議案第117号について、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第117号の質疑を終結いたします。

これより議案第117号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第117号の討論を終結いたします。

議案第117号、指定管理者の指定について(みなかみ町新治屋内運動場猿ヶ京温泉屋内運動場)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第117号、指定管理者の指定について(みなかみ町新治屋内運動場猿ヶ京温泉屋内運動場)は、原案のとおり可決されました。

6番林一彦君の退席を解きます。

(6番林一彦君 入場・着席)

- 日程第7**
- 議案第118号 平成22年度みなかみ町一般会計補正予算(第5号)**
 - 議案第119号 平成22年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)**
 - 議案第120号 平成22年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)**
 - 議案第121号 平成22年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第3号)**
 - 議案第122号 平成22年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)**
 - 議案第123号 平成22年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第3号)**
 - 議案第124号 平成22年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第2号)**

議長(久保秀雄君) 日程第7、議案第118号、平成22年度みなかみ町一般会計補正予算(第5号)についてから、議案第124号、平成22年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第2号)まで、以上7件を一括議題といたします。

本案については、すでに提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。

議案第118号から、議案第124号についてまで、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第118号から、議案第124号までの質疑を終結いたします。

議 長（久保秀雄君） これより議案第118号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第118号の討論を終結いたします。
議案第118号、平成22年度みなかみ町一般会計補正予算（第5号）についてを採決
いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第118号、平成22年度みなかみ町一般会計補正予算（第5号）につい
ては、原案のとおり可決されました。

議 長（久保秀雄君） これより議案第119号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第119号の討論を終結いたします。

議案第119号、平成22年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に
ついてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第119号、平成22年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第
2号）については、原案のとおり可決されました。

議 長（久保秀雄君） これより議案第120号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。

10番原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 議案第120号、平成22年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予
算（第1号）に一言、反対討論を行います。

ご存知のように、後期高齢者医療制度は国民の反対が多く、すでに2年後の24年で廃
止が決まっております。

直ちに廃止すべきであることを申し上げ、反対討論といたします。

議 長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) ほかに討論の発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第120号の討論を終結いたします。

議案第120号、平成22年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (久保秀雄君) 起立多数であります。

よって、議案第120号、平成22年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

議 長 (久保秀雄君) これより議案第121号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第121号の討論を終結いたします。

議案第121号、平成22年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第121号、平成22年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

議 長 (久保秀雄君) これより議案第122号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第122号の討論を終結いたします。

議案第122号、平成22年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第122号、平成22年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第

4号)については、原案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) これより議案第123号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。
(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第123号の討論を終結いたします。
議案第123号、平成22年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第123号、平成22年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) これより議案第124号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。
(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第124号の討論を終結いたします。
議案第124号、平成22年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第2号)についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第124号、平成22年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

日程第8 閉会中の継続審査・調査の申し出について

議 長(久保秀雄君) 日程第8、閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題といたします。
各委員会委員長より、目下、各委員会において、審査・調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。
お諮りいたします。

各委員会委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

日程第9 字句等の整理委任について

議 長(久保秀雄君) 日程第9、字句等の整理委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本議会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり議長に委任することに決定いたしました。

議 長(久保秀雄君) 以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

町長閉会あいさつ

議 長(久保秀雄君) 閉会にあたり、町長よりあいさつの申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 閉会にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

12月定例議会におきまして、総ての提出議案をご議決いただきまして、大変にありがとうございました。この議決された中にもございます公的施設の管理に関わる問題がございます。これにつきましては、指定管理者制度の活用方法につきましても、基本的な論点を整理し、その上、一年間の期間をもって検討していきたいと考えております。論点の整理が出来ました段階で議会代表の皆さんにも参画願ひまして、検討会を開催したいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

また、国の方で補正予算として、円高・デフレ対策のための緊急経済対策、その中で地域活性化交付金が、きめ細かな交付金につきましては国ベースで2500億円、住民生活に光を注ぐ交付金として1千億円が措置されました。この制度の要綱等については、現在

まだ示されておりませんが、地方自治体を対象として、この交付金を措置するという事になっております。

町民生活に直結するところに緊急度に応じて、早急に活用していきたいと考えております。この辺の検討を開始したところでございます。検討の結果につきましては、早急に予算化をしていくという必要があるかと思っておりますので、また年が明けまして、1月にこの関連で臨時議会をお願いするということになろうかと思っております。ぜひよろしくお願い申し上げます。

これから年末に向けまして、寒さが厳しくなる中で、議員各位におかれましても、町民の皆様とふれあう機会等、多忙になることと思っております。健康に留意されまして、新年をお迎えいただくことをご祈念申し上げまして、閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長閉会あいさつ

議長（久保秀雄君） 閉会にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

今年も残り少なくなる中、各スキー場もオープンに向け準備を進めていますが、今のところ例年になく降雪が少ない状況で観光産業全体に影響が出るのではないかと、また来年は、destinationキャンペーンの本番に向けて、大きく飛躍を期待している年でもあります。この冬の影響がどのようなになるか、今から危惧しているところであります。

さて、今期定例会に予定されました案件の全てを議了していただき、本日、只今を持って無事閉会の運びとなりました。

会期中は、終始熱心なご審議を賜りまして、議員各位や町長を始め、当局の皆様には、大変なご協力をいただきましたことに対し、心より深く御礼申し上げます。

閉 会

議長（久保秀雄君） これにて平成22年第10回（12月）みなかみ町議会定例会を閉会いたします。大変にご苦労さまでした。

（ 10時16分 閉会 ）